

講道館柔道試合審判規定と国際柔道連盟試合審判規定の比較

全柔連審判委員会／2003.7

|     | 講道館柔道試合審判規定   | 国際柔道連盟試合審判規定  |
|-----|---|---|
| 試合場 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 試合場は、原則として14.55m（8間）四方とし、中央に9.1m（5間）四方の場内を設ける。</li> <li>2. 周囲に2.73m（1間半）を取り、場内と場外の区別を明確にするため、その境界線の内側に幅約90cm（3尺）の赤い畳を敷く。</li> <li>3. 2つ以上の隣接した試合場を設置する場合、原則として3.64m（2間）の場外共用部分を必要とする。</li> <li>4. 試合場は適宜の高さの台上に施設する。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 試合場は、14m～16m四方とし、中央に8m～10m四方の場内を設ける。オリンピック、世界選手権等は最大限のものとする。（1999年改正のIJFスポーツ・運営規定では、オリンピック・世界選手権・大陸選手権、IJFトーナメントにおいては、原則とし場内を8m四方と規定しており、2001年ミュンヘン世界選手権から実施している）</li> <li>2. 周囲に3m幅の安全地帯（場外）を設け、それと場内を区別するため、境界線の内側に約1m四方の危険地帯を設け、赤い標識で表示する。</li> <li>3. 2つ以上の隣接した試合場を設置する場合、最小限4m幅の安全地帯を取らなければならない。</li> <li>4. 試合場は弾力性の有る床又は台上に設置されなければならない。台は随意のもので丈夫な木材で50cm以下の高さで、約18m四方の広さの弾力性のあるものとする。</li> <li>5. 畳について規定が設けられている。（大きさ、材質等）</li> <li>6. 青い柔道衣を使用するときは、青いテープ（開始線）をつける。 ※抑え込みの旗は「緑色」。</li> </ol> |
| 用具  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時計係の黄色・青色の旗の大きさは、約25cm四方（軸の部分を除く）、軸の長さは約40cm。</li> <li>2. 審判員の判定旗の大きさは、約30cm四方（軸の部分を除く）、軸の長さは約45cm。</li> </ol>  | <p>審判員の椅子と旗、スコアボード、時計、時計係の旗等の用具について規定がある。</p> <p>※青い柔道衣を使用するときは、旗・スコアボードは青となる。<b>（ドクターマークを削除、2003.4適用）</b></p>  |
| 服装  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上衣の身丈は臀部を覆う程度。</li> <li>2. 帯の長さは、結び目から20cm程度とする。（女子の黒帯は、両面の長軸中央に約1／5幅の白線を入れる。）</li> <li>3. 試合者が服装・危害防止の規定に違反し、主審の指示に従わない時は、「失格」とする。</li> <li>4. 襟の厚みは1cm以内、襟幅は4cm以上5cm以内とする。背縫い幅は3cm以内とする。</li> </ol>                           | <p>※柔道衣は、IJF主催大会においては青色と白色とする。他は主催国が決定する。リバーシブルの柔道衣は許される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上衣の身丈は、大腿部を覆う長さのもので、少なくとも両腕を体側で伸ばした時に拳に、届く長さのものでなければならない。</li> <li>2. 帯の長さは結び目から20～30cmとする。</li> <li>3. 許されるマーク・名前について規定がある。</li> <li>4. 女子は白のレオタードの着用可。（但し、半袖でマークのないものとする。）</li> <li>5. 服装および衛生の規定に適合していない試合者は、試合する権利を放棄させられ、相手の「棄権勝ち」になる。</li> <li>6. 襟の厚みは1cm以内、襟幅は5cm以内とする。（2000.9適用）</li> </ol>  |
| 試合  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寝技においては両試合者のうち、いずれの身体の一部でも立体的に見て場内（場内外区画線を立てた場内側の空間）にある間は、場内に留まっていると同等にみなす。</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寝技では少なくとも、一方の試合者の身体の一部でも場内に触れている限り、試合者の動作は継続しているものとする。</li> <li>2. 「第9条 試合の場所（場内）」に関して附則の次の部分を削除する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・取が投技を施して、場外で空中にある場合（空中にあり畳に触れていないとき）、取の身体の一部でも場外に触れる前に受が落ちたならば、その技は得点の対象になり得る。</li> <li>・投技を施した試合者が、技を施した瞬間に場外に倒れた場合、相手の身体が技を施した試合者の身体より早く畳についた時のみ、その技は得点の対象になり得る。したがって、技を施した試合の片膝、片手または身体の一部が、相手より早く安全地帯にふれたときは、その施した技によって得られた効果は無効となる。（2001.1適用）</li> </ul> </li> <li>3. 「勝ち」の宣告は特にいらない。</li> </ol>   |
| 試合  | <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 試合終了時、「勝ち」の宣告をし、勝者を指示する。</li> </ol>   |   |

|           |   |  |
|-----------|---|--|
| 試合時間      | <p>3～20分の間で予め定めるものとする。</p> <p>女子及び少年の試合時間については、試合者の程度に応じて行うことができる。</p> <p>※慣例として、試合が連続するときは試合時間分の休憩を入れている。</p>  | <p>スポーツ・運営規定に定められている。</p> <p>シニア 5分間（女子については2002.1適用）</p> <p>ジュニア 4分間</p> <p>※試合者は、試合と試合の間に10分間の休憩を許される。</p>   |
| 優勢勝ち      | <p><b>「有効」または「注意」に満たない場合は、旗判定を行う。</b></p>   | <p><b>「効果」または「指導」に満たない場合は、ゴールデンスコア方式による延長戦（その試合時間分）を行う。それでも勝負が決しない時は、旗判定を行う。</b></p> <p style="text-align: right;"><b>(2003.4適用)</b></p>   |
| 抑え技       | <p>1. 「抑え込み」とは、相手を大体仰向けにし、自分は相手の上で概ね向かい合った形になって束縛を受けず、一定時間起き上がることができないように制して抑える技をいう。</p> <p>2. 袈裟固等で「抑え込み」の宣告があった後、抑えている者が仰向けに変化しても、抑え制しているときは「抑え込み」は継続しているものとみなす。</p>  | <p>1. 「抑え込み」の基準は、</p> <p>a. 抑えられた試合者が、相手により制せられており畳に背・肩がついていること。</p> <p>b. 横側・頭上・身体の上から制していること。</p> <p>c. 抑えている試合者は、相手の脚で自分の脚または身体が制せられていないこと。</p> <p>※抑え込まれている試合者に、上からでも下からでも脚を挟まれた場合は、「解けた」となる。但し、縦四方固で抑え込まれたままで、抑え込んでいる試合者の脚を下から挟むことができても「解けた」とならない。（2001.1適用）</p> <p>※横四方固において、相手の脚を自分の脚により制して抑えている場合も、「抑え込み」とする。</p> <p>d. 「抑え込み」が宣告されたとき、少なくとも一方の試合者の身体の一部が試合場内に触れていること。</p> <p>e. 抑え込んでいる試合者は、その身体が「袈裟」または「四方」の体勢にならなければならない。</p> |
| 抑え込み時間    | <p>「一本」 30秒</p> <p>「技あり」 25秒以上30秒未満</p> <p>「有効」 20秒以上25秒未満</p>  | <p>「一本」 25秒</p> <p>「技あり」 20秒以上25秒未満</p> <p>「有効」 15秒以上20秒未満</p> <p>「効果」 10秒以上15秒未満</p>  |
| 審判員の動作と異見 | <p>1. 「一本」…片手を伸ばし、上方へ高く上げる。</p> <p>2. 「総合勝ち」…「一本」と同じ動作。</p> <p>「総合勝ち、それまで」と宣告してその試合を終了させ、双方を試合開始時の位置に戻させた後、勝者を宣告し指示する。</p> <p>3. 「技あり」「有効」…掌を下にして片手を伸ばし、側方に上げる。</p> <p>4. 「効果」…なし。</p> <p>5. 禁止事項に関する動作は、15まで指定されている。（第34条（6）号の①～⑮）</p>   | <p>1. 「一本」…片手を頭上高く掌を前方に向けて上げる。</p> <p>2. 「総合勝ち」…特別な動作はしない。</p> <p>主審は「それまで」と宣告して試合を終了し、その後勝者に「総合勝ち」と宣告し、勝者を指示する。</p> <p>3. 「技あり」「有効」…片手を胸の前にもってきて、掌を下に向けて側方に伸ばす。</p> <p>4. 「効果」…片手を曲げ、体側に肘を付け、肩の方に親指を向けて挙げる。</p> <p>5. 「危険地帯上の反則」…一方の五指を広げて頭上前方に上げ、危険地帯を指し、その後反則した試合者を指す。</p> <p>6. 「抑え込み」「解けた」…動作のとき、身体を試合者の方に曲げる。</p>  |
| 審判員の動作    | <p>6. 副審が寝技において「待て」を望む動作は特になし。</p> <p>7. 主審が合議等の必要を認めた場合、両手を左右に上げ肘を曲げて指を上にし、掌を内側に向ける。</p> <p>8. 副審が合議等の必要を認めた場合、その場に立ち上がり片手を伸ばし肩の高さまで水平に上げ、指を上にして掌を主審に向ける。</p> <p>9. 反則を与えるときは、原則として合議をする。</p> <p>10. 動作は他の審判員に分かりやすいように示し、最低3秒間持続する。</p> | <p><b>7. 「医師を呼ぶ」…片手を医師の方向に向け、掌を上に向けて指を伸ばし、その後試合者の方向へ下げ示す。</b></p> <p style="text-align: right;"><b>(2003.4適用)</b></p> <p>8. 副審が寝技において「待て」と宣告することを主審に望むとき、副審は掌を上に向けて両手を上げる動作を示す。</p> <p>9. 「主審が合議等の必要を認めた場合」 特になし。（慣例として講道館柔道試合審判規定と同じ動作）</p> <p>10. 「副審が合議等に必要を認めた場合」 特になし。（慣例としてその場に立つ）</p> <p>11. 合議は原則として「反則負け」の場合のみ</p> <p>12. すべての合図は、少なくとも3～5秒間持続させる。</p>  |

|         |   |   |
|---------|---|---|
| こと異見    | <p>11. 副審は、主審と異なった意見があった場合は所定の動作により示し、その他についてはその旨を申し出るものとする。その場合は多数決によって決定する。三者三様で意見が決まらない場合は合議をし、なお決まらない場合は主審の意見を主とする。</p>   | <p>13. 技の三者三様の評価に対しては、三者の中間の意見をとる。主審が副審の合図に気付かないときは、副審はその場に立ち上がり、合図を続ける。さらに気付かないときは、主審に近い副審が近づいて知らせる。</p> <p>14. 何れの試合者がスコアを取ったか判断するのが難しい場合は、審判員（主審・副審共に）は開始線（青または白）を指差ししなければならない。（2001. 1適用）</p> <p>15. 主審と1名の副審が青の試合者にスコア（例えば「有効」）を与え、他の副審が白の試合者にスコア（例えば「一本」）を与えたような場合、審判員は合議しなければならない。（2001. 1適用）</p>  |
| 宣告      | <p>1. <b>罰則を与える際の宣告は、1回目「指導」、2回目「注意」、3回目「警告」、4回目「反則負け」となる。</b></p> <p>2. 総合勝ちの宣告は、「技あり（警告）」、「総合勝ち」「それまで」と宣告し、その後、「総合勝ち」と宣告し、勝者を指示する。</p>  | <p>1. <b>「指導」の罰則が繰り返される場合は、1回目「指導」、2回目「指導」、3回目「指導」、4回目「反則負け」となる。（2003. 4適用）</b></p> <p>2. 総合勝ちの宣告は、「技あり（指導;3回目）」、「それまで」と宣告し、その後、「総合勝ち」と宣告し、勝者を指示する。</p>   |
| 禁止事項と罰則 | <p>1. 積極的戦意に欠け、攻撃しないこと。（約30秒間）1回目は「教育的指導」</p> <p>2. 取り組まず、勝負を決しようとしなないこと。（約20秒間）また、組んでも切り離す動作を繰り返すこと。「指導」。<br/>〔取扱い統一条項〕<br/>試合者の一方が自分の襟を押さえたり、握ったり、あるいは広げて故意に相手に組ませない場合（6秒以上）も含める。</p> <p>3. 立ち勝負のときに、相手の袖口を直接ねじって握ること。または、絞って握ること。「指導」</p> <p>4. 立ち勝負のとき、相手の同じ側の襟や袖を握り続けること（6秒以上）。「指導」<br/>〔取扱い統一条項〕<br/>右手は相手の右襟（右または右袖・右腋）を握り、左手は何も握っていない場合。</p> <p>5. 〔取扱い統一条項〕<br/>後襟を握る場合、相手の正中線を越えて握っているときは「同側の襟袖」の反則を適用する。</p> | <p><b>罰則を二分化し、技術的な罰則は「指導」、危険な行為と柔道精神に反する行為は「反則負け」とする。</b><br/><b>今までの「指導」・「注意」は「指導」に「警告」・「反則負け」は「反則負け」に分けられる。（2003. 4適用）</b></p> <p>「消極的柔道」への罰則は、どちらかの選手が積極的であるかないかを正確に判断して、原則として試合者の片方のみを与えることとする。</p> <p>1. 立ち姿勢において、組む前または組んだあと全く攻撃動作を取らないこと。（約25秒間）1回目から「指導」である。（2001. 1適用）</p> <p>2. 勝負を決しようとしなないため故意に取り組まないこと。自分の襟を手で押さえて相手に握らせないことや、自分の襟を握って柔道衣の前を広げ、相手に取り組ませない場合を含む。（通常5秒を超えて）</p> <p>3. 立ち姿勢において、相手の袖口を絞って握ること「指導」。袖口に触れて引っ掛ける握り方や、袖口に触れて上から押さえつける握り方も含む。（2001. 1適用）</p> <p>4. 「標準的な組み方」以外のとき、「3～5秒以内」に攻撃をしないこと「指導」。「標準的な組み方」をしない場合とは、両手で標準的な組み方をしない場合はもちろん、片手で反対側を握っている場合を含む。</p> <p>5. 脊柱（正中線）を越えた組み方は、「標準的な組み方」とは認めない。「3秒から5秒以内」に攻撃しない場合には「指導」を与える。また、「標準的な組み方」以外の組み方を連続して行った場合、反則を適用せず時間を最初は3～5秒、次は3秒、次は即というように短くしていく。（2001. 1適用）</p> <p>6. 相手の脚の間に足を引っ掛けたままの姿勢でいることも「標準的な組み方」とは認められない。（2001. 1適用）</p> |

6. 立ち勝負のときに、必要もなく相手の腕の下をくぐり抜けること「指導」。但し、技をかけるため、又は相手の技に応じてくぐりぬけた場合、及び相手が後襟を握って引きつけられ圧迫されているとき、これを外すためにくぐり抜けた場合は反則とはならない。
7. 寝技に引き込むこと。「注意」
8. 絞技の中で、頸部以外を絞めること。  
頸部であっても帯の端又は上衣の裾を利用して絞め、拳又は指で直接絞め、もしくは直接両脚で挟んで絞めること。「注意」
9. 相手の握りを切るために、相手の手又は腕を膝や足（又は脚）で蹴り放すこと。「注意」
10. 相手の指を逆にして切り離すこと。「注意」
11. 立ち勝負の時に場外にでること。「注意」
12. 故意に場外に出ることや、相手を押し出すこと。「警告」
13. 関節技の中で、肘関節以外の関節をとること。  
「警告」又は「反則負け」
14. 背を畳につけている相手を引き上げ又は抱き上げたとき、これを突き落とすこと。  
「警告」又は「反則負け」
15. 払腰等を掛けられたとき、相手の支えている脚を内側から刈り又は払うこと。「警告」又は「反則負け」
16. 審判員の制止又は指示に従わないこと。  
「警告」又は「反則負け」
17. 頸の関節及び脊柱に故障を及ぼすような動作をすること。「警告」又は「反則負け」
18. 相手の体に危害を及ぼしたり、柔道精神に反するようなこと。「警告」又は「反則負け」
19. (33)号の反則の適用の見解について  
袖釣込腰、肩車等では頭から正面に飛び込んで投げるような動作をすること。又、肩車では後方にブリッジするような動作をすること。「反則負け」  
(2001.7適用)
20. 無意味な発声をすること。「指導」
21. 相手の人格を無視するような言動をすること。  
「警告」又は「反則負け」
22. 立ち勝負から腕挫腋固等を施す場合、一挙に体を捨ててとること。「警告」又は「反則負け」
23. 「金属……」は、第3条「危害防止」や第4条「危害防止に関する指示」を適用して「失格」とすることができる。

7. 何の攻撃動作もなく、危険地帯に完全に両足を乗せて立っていること（5秒間）。「指導」
8. 首抜きは抜いた後に攻撃をすれば良い。但し、首を抜いた後、極端な防御姿勢のときは「指導」。首を抜いた後の姿勢が良いが攻撃をしないときは、2回目に「指導」が適用される。
9. 無意味に（投げる意思を持たずに）相手の足または脚を取る。「指導」
10. 寝技に引き込むこと。「指導」
11. 「極端な防御姿勢」と「指を組み合わす」2つの反則は「5秒」を越えた場合に反則として扱っていたが、他のネガティブ柔道同様に「3秒～5秒」に攻撃しない場合に「指導」を与える。（2001.1適用）
13. 相手をただ蹴ることは「指導」の罰則を与える。足技を施しているのか、ただすねを蹴っているのかを見極める必要がある。（2003.4適用）
14. 柔道衣の上衣または帯を使って、あるいは直接指で絞技を施すこと。「指導」（2003.4適用）
15. 相手の胴（胴絞）、頸、頭を挟んで絞めること（両足を交差し、両脚を伸ばして）。「指導」（2003.4適用）
16. 相手の握りを切るために、相手の手または腕を膝や足で切ること。「指導」（2003.4適用）
17. 相手の握りを解くために、相手の指を逆にとること。  
「指導」（2003.4適用）
18. 立技、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を故意に場外に押し出すこと。「指導」（2003.4適用）
19. 肘関節以外の関節をとること。  
「反則負け」（2003.4適用）
20. 背を畳につけている相手を引き上げ、これを畳に突き落とすこと。「反則負け」（2003.4適用）
21. 相手が払腰等を掛けたとき、相手の支える脚を内側から刈ること。「反則負け」（2003.4適用）
22. 主審の指示に従わないこと。「指導」（2003.4適用）
23. 相手の身体（特に頸椎・脊椎等）を傷つけたり、危害を及ぼすような動作をすること。または、柔道精神に反する動作をすること。「反則負け」  
（例：蟹挟、関節技と投技との連絡技）
24. 寝技において相手の背中に膝で極めて過大な圧力をかけたときには、「柔道精神に反するような動作」によって「反則負け」を適用する。（2001.1適用）
25. 頭から畳に突っ込む「反則負け」において、肩車や袖釣込腰のような技で、たとえ綺麗に投げたとしても、頭が畳につく、つかないに関らず、正面に飛び込む方法は罰則を与える。（2001.1適用）
26. 肩車で直接後方にブリッジするような動作で投げることは、膝立ちの姿勢からでも立ち姿勢と同様に「反則負け」とする。（2001.1適用）
27. 無意味な発声、相手や審判員の人格を無視するような言動を行うこと。「反則負け」  
なお、「それまで」宣告の後でも適用する。  
（2001.1適用）
28. 「腋固」を施して、または施そうとして直接倒れこむこと。「反則負け」
29. 硬い物質または金属を身に付けていること。（覆っていても、いなくても）「反則負け」

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       | <p>24. 「長髪の結び直し」については第3条「危害防止」や第4条「服装及び危害防止に関する指示」を適用する。指示に従わないときは、「失格」とする。</p>   | <p>30. 握りを強くするために手に粘着スプレーをかけたり、足にゴム製の当て具や伸縮性バンテージなどを付けたりすることは公平さを欠くことになるので、「柔道精神に反すること」として「反則負け」とする。(2001. 1適用)</p> <p>31. 試合中に、自分で時間をとって長髪を束ねることは1回まで許され、2回目で「指導」となる。相手の「待て」の間に素早く結び直す場合はカウントされない。(2001. 1適用)</p> <p><b>32. 「河津掛」の解釈の1つとして、相手の足に自分の足を巻きつけて、持ち上げ、捻りを加えて投げた場合も含む。(2003. 4適用)</b></p>   |
| 反則の処置 | 反則の宣告を与えるとき、主審は反則の理由を定められた動作で示し、その他は簡明に告げる。   | 主審が反則の宣告を与えるときは、罰則に対する理由を簡単な動作で示す。  |
| 勝負の判定 | <p>1. 投技の「一本」の条件<br/>技を掛けるか、または相手の技を外して、相当の勢いあるいは弾みで、だいたい仰向けに倒したとき。</p> <p>2. 「効果」は取り扱っていない。</p> <p>3. その後の一連の試合への出場の可否が規定されている。両試合者同時「反則負け」<br/>(1) 個人試合 ①リーグ戦 …出場できる<br/>②トーナメント試合…出場できない<br/>(2) 団体試合 …出場できる。但し、代表戦での場合は、両団体を「反則負け」とする。</p> <p>4. 関節技、当身技を利用した投技は除く。</p> | <p>1. 投技の「一本」の条件<br/>試合者の一方が、他方をコントロールしながら背を大きく畳につけ、強さと速さをもって投げたとき。</p> <p>2. 「効果」<br/>投技では、他方をコントロールしながら速さと強さをもって、片方の肩・尻・大腿部がつくように投げたとき。</p> <p>3. 直接的「反則負け」の場合は、審判員は速やかに審判委員会に報告する。(その後の一連の試合には出場できない。)</p> <p><b>4. 両試合者が同時に累積による「反則負け」の場合、あるいは一方が「反則負け」を受け、同時にその試合者が「総合勝ち」を得た場合には、ゴールデンスコア方式の延長戦を行い勝敗を決する。(2003. 4適用)</b></p> <p><b>5. 敗者復活戦の決まる試合で、両試合者が同時に、直接的「反則負け」を受けた場合はその両試合者に負けた選手全員が敗者復活戦に出場する権利を得る。(2003. 4適用)</b></p> <p>6. 腕返のような技は、肘関節を取って投げるので、投技とは認めない。</p> |
| 負傷    | <p>1. 軽微な負傷の処置は、2回目で1回の診察として数える。</p> <p>2. 医師による軽微な負傷の処置・診察に対する時間的規則はとくに規制されていない。</p>   | <p><b>1. 負傷により、試合者自身が医師を要求して診察を受けた場合は、その時点で負傷した試合者の負けとなり、相手の「棄権勝ち」となる。(2003. 4適用)</b><br/>※頭部もしくは頸から背部(脊椎)にかけて強い衝撃や打撃を受けた場合や、審判員が重大な負傷と判断した場合は、回数に関係なく主審は医師を呼び、診察させることができる。</p> <p>2. 医師の診察(主審が認めた場合)は最小時間でなければならない。</p> <p><b>3. 出血の場合、同じ箇所は2度まで止血処置が認められる。また、指の脱臼等の負傷も、同じ箇所を2度までは自分で治すことができる。(同じ箇所では、3度目で相手の「棄権勝ち」となる) (2003. 4適用)</b></p>  |
| 礼法    | <p>選手の礼法</p> <p>1. 個人試合においては、始めと終わりに正面に向いて礼を行う。</p> <p>2. 慣例として、試合場に入るときと出るときは明文化されていないが、軽く礼をすることが推奨されている。</p>  | <p>選手の礼法</p> <p>1. 個人試合においては、正面(上席)への礼は行わない。</p> <p><b>2. 審判員は、試合の始めと終わりの開始線での「礼」を厳しくコントロールする。(2003. 4適用)</b></p> <p>3. 試合者が礼を拒否する場合は、大会責任者によりさらに試合をする権利を失われ、順位決定戦の場合は、そのメダルまたは順位を剥奪される。</p>  |
| その他   | <p>1. 本規定に定められていない事態が生じた場合は原則として審判員全員の合議によってこれを処置する。</p> <p>2. 少年規定を設けている。</p>  | <p>1. 本規定に定められていない事態が生じた場合は、審判委員会と協議の後、主審によって与えられた決定により処置される。</p> <p>2. 少年規定はないが、国内の大会においてその大会のレベルに応じて主催者が適当な規定を設けることができる。子供の試合においては、絞技と関節技を全面的に禁止することができる。</p>   |